

## 第 2 5 号 議案

足立区反社会的団体の規制に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区反社会的団体の規制に関する条例の一部を改正する条例  
足立区反社会的団体の規制に関する条例（平成 2 2 年足立区条例第 4  
4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）に  
基づく異議申立て」を「行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）に  
基づく審査請求」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

行政不服審査法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この  
条例案を提出いたします。